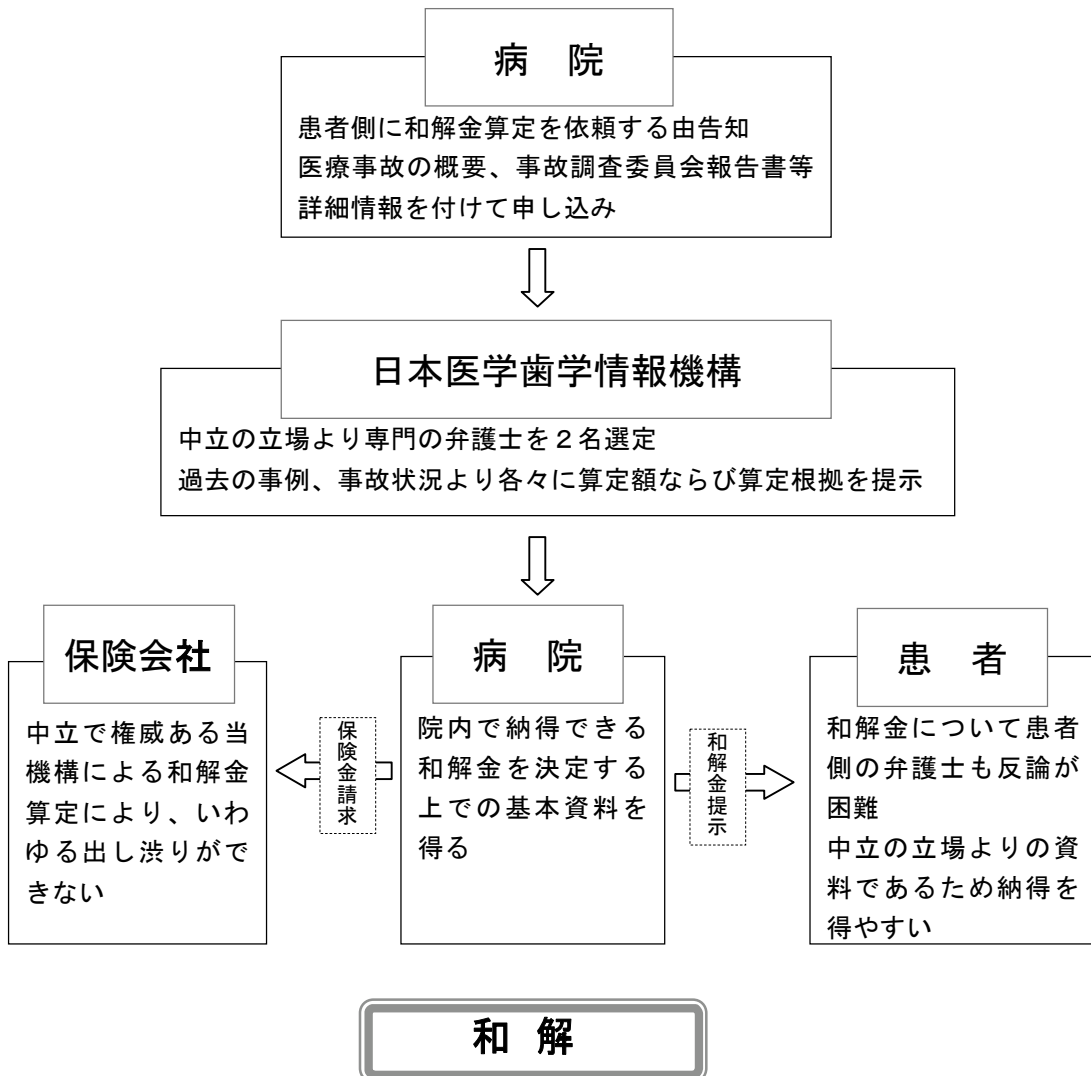


和解金の算定サポート事業

和解金の適正な算定については病院にとって大きな悩みであります。

特に最近では病院が支払うべきと考える和解金より保険会社が認める額が少ないため、やむを得ず裁判に至るといった事例も出てきております。

一方患者側に納得を頂くためにも、病院側が和解金額を独自決定せずに当機構を通じてこの分野専門の2名の弁護士に中立の立場から算定根拠をつけて和解金を算定することにより、保険会社側、患者側双方が納得し、また、院内にも説明しうる和解金額を算定でき、本機構会員に対して行っている医療事故救済事業として高い評価を頂いております。



※規定により病院に算定経費を請求致します。